○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）による改正後の旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄）

（情報通信の技術を利用する方法）

第一条　旅行業者等は、旅行業法（以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定にかかわらず、旅行者から書面又は電磁的方法による承諾を得たときは、当該旅行者に対し、法第十二条の四第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。ただし、当該旅行者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二条　前条の規定は、法第十二条の五第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。

2　前条の規定は、法第十二条の五第四項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と、「旅行者」とあるのは「旅行者等」とあるときは「旅行サービス手配業者」と、「旅行者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と、「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

3　前条の規定は、法第三十条第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条中「旅行者」とあるのは「旅行業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

（登録研修機関の登録の有効期間）

第三条　法第十二条の十五第一項（法第二十九条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（手数料）

第四条　法第二十二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、二万九千二百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、二万八千三百円）とする。

2　法第二十二条第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　総合旅行業務取扱管理者試験　六千五百円

二　国内旅行業務取扱管理者試験　五千八百円

三　地域限定旅行業務取扱管理者試験　五千五百円

4　法第二十二条第三項の規定により納められなければならない観光庁長官が行う旅程管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。

3　法第四十条の規定により納められなければならない観光庁長官が行うサービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とする。

（都道府県が処理する事務）

第五条　旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しない旅行者のみに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第九十号）第十二条第一項に規定する観光圏内に限定旅行業者代理業を除く。）に関する法律第六十二条第一項及び第六十四条第一項、第六十五条第二項並びに第六十七条第一項及び第六十八条第二項並びに第七十二条第一項及び第七十四条第二項において準用する。）の規定による観光庁長官の権限に属するこれらの旅行業又は旅行業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2　旅行サービス手配業務取扱管理者試験を実施する観光庁長官の権限に属する法第二章第二節、第六十四条、第六十五条第一項及び第三項に規定する観光庁長官が自ら行うこととする。

3　その旅行業者等が組織する団体に関する法第六十八条に規定する観

光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

4　旅行業者等が組織する団体（法第四十一条第二項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。）に関する法第七十条第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

5　前各項（第二項ただし書を除く。）の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に適用があるものとする。